

道路メンテナンスセンター始動！

道路メンテナンスセンターの設置とその役割



細井 正也

HOSOI Masaya

国土交通省近畿地方整備局
近畿道路メンテナンスセンター
センター長

1. はじめに

(1) 道路メンテナンスセンターの設置

国土交通省の関東、中部、近畿、中国の各地方整備局に道路メンテナンスセンターという新たな組織が設置されている。近畿地方整備局においても今年度発足したので紹介させていただく。

平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機として、平成 26 年に道路橋を始めとした 5 つの道路構造物の定期点検が義務付けられた。老朽化が進む道路構造物を維持していくためには、点検によって見えた変状やデータを分析し、橋梁等の道路インフラをいかに戦略的・効果的にメンテナンスしていくかが、重要な課題である。

定期点検は 5 年に 1 回の頻度で行い、「点検」「診断」「措置」「記録」を 1 つのメンテナンスサイクルとし、平成 30 年度で一巡したところであるが、道路橋では、全国約 72 万橋の 7 割を管理する市町村においては、早期に修繕が必要と診断した道路橋のうち、修繕を完了したのは 1 割程度にとどまっているなど、従来から市町村が抱える 3 つの課題（予算不足、人材不足、技術力不足）が改めて顕在化している。

これまで、各国道事務所および技術事務所がこれらの課題に取り組んできたが、平成 31 年 4 月 1 日に関東地方整備局に「関東道路メンテナンスセンター（以下、関東 MC）」、中部地方整備局に「中部道路メンテナンスセンター（以下、中部 MC）」、続いて令和 2 年 4 月 1 日に近畿地方整備局に「近畿道路メンテナンスセンター（以下、近畿 MC）」、中国地方整備局に「中国道路メンテナンスセンター（以下、中国 MC）」が設置され、体制を強化してその役割を担うものである。

(2) 道路メンテナンスセンターの体制

関東 MC では図-1 に示す体制にて、中部 MC、近畿 MC、中国 MC の各 MC では図-2 に示す体制にて、日々の業務を鋭意遂行している。

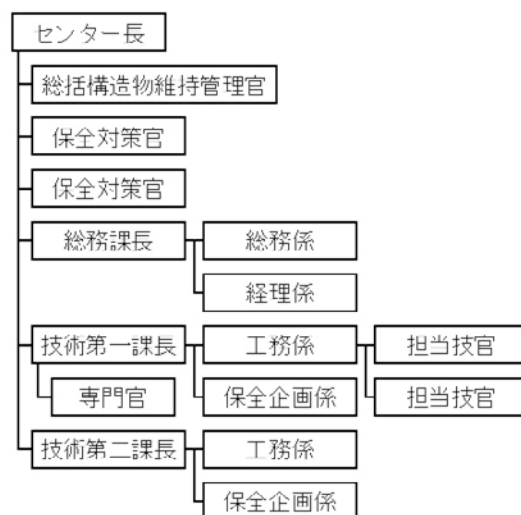
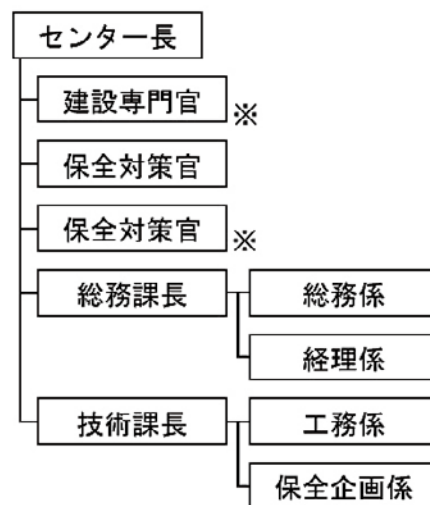


図-1 関東 MC の体制



※は中部 MC のみ

図-2 中部 MC、近畿 MC、中国 MC の体制

2. 道路メンテナンスセンターの役割

4つの道路メンテナンスセンターが担う主な役割は次の①～⑦に示すとおりである。

- ①直轄国道における橋梁等の道路構造物の健全性の診断等
- ②劣化予測や修繕計画の最適化などアセットマネジメントの検討・導入（メンテナンスデータの管理・分析等）
- ③修繕工事の技術的支援（国道事務所への助言）
- ④橋梁メンテナンスに関する技術研究開発
- ⑤地方公共団体管理施設の直轄診断、修繕代行
- ⑥地方公共団体の道路構造物保全に関する相談窓口
- ⑦地方公共団体職員等を対象としたメンテナンスに関する研修や講習の開催および講師

このうち、「①直轄国道における橋梁等の道路構造物の健全性の診断等」における各MCが担当する道路構造物等の区分を表-1に示す。関東MCでは令和2年度よりトンネルが担当に追加され、中部MCと近畿MCは設置当初よりトンネルを担当している。また、舗装（自専道のみ）については近畿MCのみが担当しており、中国MCでは特殊橋梁の点検を担当する等、各地方整備局の事情も踏まえた担当となっている。

また、国道事務所、地方公共団体への支援は、いずれの道路メンテナンスセンターも構造物の種別を問わず受け付けており、地方公共団体からの技術相談をインターネット上にて受け付ける体制も整備している。

表-1 各MCが担当する道路構造物等

項目		関東 MC	中部 MC	近畿 MC	中国 MC
橋梁等の健全性の診断	橋梁	○	○	○※3	○※5
	トンネル	○※1	○※2	○※3	
	舗装			○※4	
国道事務所、地方公共団体への技術支援		○	○	○	○
直轄診断		○	○	○	○

- ※1 令和2年度より技術第二課にて対応
 ※2 主に技術支援等
 ※3 点検を含む
 ※4 自専道のみ対応
 ※5 特殊橋梁の点検を含む

（1）国道事務所への技術的支援

道路メンテナンスセンターでは、国道事務所への技術支援として、日頃の維持管理や定期点検にて発見された重篤な損傷への技術相談を受け付けている。

（2）地方公共団体への技術支援

地方公共団体では「予算不足」、「人材不足」そして「技術力不足」が以前からの課題であり、国土交通省は各都道府県の道路メンテナンス会議等を通じて様々な支援をしている。

近畿MCとしては、道路メンテナンス会議等を通じて技術的な相談に対応してだけでなく、日頃から地方公共団体からの相談を受け付ける体制としていく。

（3）直轄診断・修繕代行

直轄診断とは、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なものに限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行う地方公共団体への国土交通省の技術支援の施策の1つである。

修繕代行とは、地方公共団体からの要請がある場合、診断内容や地域の実情に応じ、地方公共団体に代わって、国が修繕代行業事として実施するものである（参考：奈良県十津川村「猿飼橋」平成27年度近畿初の直轄診断、平成28年度奈良国道事務所の修繕代行業事新規事業化、平成30年度完成）。

近畿MCとしては、直轄診断を担当することとなり、地方自治体から該当する案件の要請を受け、連携を図りながら実施していく。

（4）メンテナンスに関する研修・講習の講師

道路メンテナンスセンターの掲げる主な役割の1つにメンテナンスに関する研修・講習の講師があり、国および地方の技術力向上に尽力している。

近畿MCとしては、地方公共団体職員の参加を積極的に促し、「技術力不足」などの課題解決に向けて支援していきたい。

3. おわりに

近畿MCとして、地方公共団体への支援を行うとともに、橋梁等の点検支援技術の活用等、道路の状況に応じた点検手法を積極的に取り入れ、加えて、修繕の実施にあたりメンテナンスサイクルの計画的な推進の一助となるような修繕計画の考え方を検討していく予定である。

最後に、地方自治体の方々がお持ちのメンテナンスでのお悩みやお困りごとがございましたら、遠慮なくご相談いただく等、各道路メンテナンスセンターを積極的にご活用いただきたい。